

法の規定による許可、認可及び承認の申請に関する審査に係る手数料(R8.3.16改正)

手数料を徴収する事項		区分	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物等の仮使用の認定の申請	1件	120,000円
2	法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請	1件	27,000円
3	法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請	1件	33,000円
4	法第44条第1項第2号の規定による公衆便所等の道路内における建築の許可の申請	1件	33,000円
5	法第44条第1項第3号の規定による道路内における建築の認定の申請	1件	27,000円
6	法第44条第1項第4号の規定による公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請	1件	160,000円
7	法第47条ただし書の規定による壁面線外における建築の許可の申請	1件	160,000円
8	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域等における建築等の許可の申請	法第48条第15項に該当する場合	1件 180,000円
		法第48条第16項第1号に該当する場合	1件 120,000円
		法第48条第16項第2号に該当する場合	1件 140,000円
9	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請	1件	160,000円
10	法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請	1件	27,000円
11	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請	1件	160,000円
12	法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	1件	33,000円
13	法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	1件	33,000円
14	法第53条の2第1項第3号又は第4号（これらの規定を法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請	1件	160,000円
15	法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請	1件	27,000円
16	法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請	1件	160,000円
17	法第55条第4項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	1件	160,000円
18	法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による建築物の高さに関する特例の許可の申請	1件	160,000円
19	法第57条第1項の規定による高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件	27,000円
20	法第57条の2第1項の規定による特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定の申請	1件	27,000円
21	法第57条の3第1項の規定による特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定の取消しの申請	1件	6,400円
22	法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請	1件	160,000円
23	法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請	2件	160,000円
24	法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請	1件	160,000円

25	法第59条第4項の規定による高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請		1件	160,000円	
26	法第59条の2第1項の規定による敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請		1件	160,000円	
27	法第68条第1項第2号の規定による景観地区内における建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による景観地区内における建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による景観地区内における建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請		1件	160,000円	
28	法第68条第5項の規定による景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
29	法第68条の3第1項の規定による再開発等促進区等の区域（以下この項において「区域」という。）における建築物の容積率、同条第2項の規定による区域における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定による区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
30	法第68条の3第4項の規定による再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請		1件	160,000円	
31	法第68条の3第7項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発整備促進区の区域における建築物の用途等に関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
32	法第68条の4の規定による地区計画等の区域における公共事業の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
33	法第68条の5の2の規定による防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する特例の認定の申請		1件	27,000円	
34	法第68条の5の3第2項の規定による高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請		1件	160,000円	
35	法第68条の5の5第1項の規定による区域の特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域（以下この項において「区域」という。）における建築物の容積率又は同条第2項の規定による区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
36	法第68条の5の6の規定による地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請		1件	27,000円	
37	法第68条の7第5項の規定による予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申請		1件	160,000円	
38	法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築又は法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請	床面積の合計	100平方メートル以下	1件	36,000円
			100平方メートルを超え、500平方メートル以下	1件	60,000円
			500平方メートル超	1件	120,000円
39	法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築又は法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請		1件	160,000円	
40	法第86条第1項の規定による一団地の建築物に関する特例の認定の申請	建築物の数が1又は2	1件	78,000円	
		建築物の数が3以上	1件	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額	
41	法第86条第2項の規定による現に存する建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定の申請	建築物（現に存する建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1	1件	78,000円	
		建築物の数が2以上	1件	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額	
42	法第86条第3項の規定による敷地内に広い空地を有し、かつ、面積が一定規模以上である一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請	建築物の数が1又は2	1件	238,000円	
		建築物の数が3以上	1件	238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額	

43	法第86条第4項の規定による現に存する建築物を前提とした総合的設計により建築等をし、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請	建築物（現に存する建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1	1件	238,000円	
		建築物の数が2以上	1件	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額	
44	法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請	建築物（当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1	1件	78,000円	
		建築物の数が2	1件	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額	
45	法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築若しくは一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	建築物（当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1	1件	238,000円	
		建築物の数が2以上	1件	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額	
46	法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請	建築物（当該新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1	1件	238,000円	
		建築物の数が2以上	1件	238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額	
47	法第86条の5第1項の一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請		1件	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えて得た額	
48	法第86条の6第2項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
49	法第86条の8第1項若しくは法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について行う2以上の工事の全体計画の認定又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による当該全体計画の変更の認定の申請	床面積の合計	30平方メートル以下	1件	7,000円
			30平方メートルを超え、100平方メートル以下	1件	13,000円
			100平方メートルを超え、200平方メートル以下	1件	20,000円
			200平方メートルを超え、500平方メートル以下	1件	26,000円
			500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下	1件	46,000円
			1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1件	63,000円
			2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1件	180,000円
			10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下	1件	313,000円
50,000平方メートル超	1件	604,000円			
50	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項の規定による前面道路に関する特例の認定の申請		1件	27,000円	
51	建築基準法施行令第131条の2第3項の規定による壁面線又は壁面の位置に関する特例の認定の申請		1件	27,000円	
52	建築基準法施行令第137条の12第11項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
53	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定による道路内における建築物に関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件	27,000円	
54	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物の移転の特例の認定の申請		1件	27,000円	